

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 厚生労働省関連とびっくす

本年1月1日より雇用保険法、育児・介護休業法で大きな改正が行われています。

また、今後も政府の推進する「働き方改革」の方針に沿って法改正が続く予定ですので、人材活用の検討と引き続き就業規則の見直し等の対応が必要です。

## 【平成29年1月1日施行の改正法の内容】

法律名	改正内容の概要
雇用保険法	①65歳以上の労働者への適用が拡大されました。 (保険料徴収は平成31年度分までは免除) <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html</a>
育児・介護休業法	①有期契約労働者の育児休業申出要件が緩和されました。 ②介護休業の分割取得、介護のための所定外労働の制限、介護休暇の半日取得が可能とされました。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html</a>
男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、 労働者派遣法	①妊娠、出産、育児・介護休業等の取得等を理由とするハラスメント行為を防止するための雇用管理措置が義務づけられました。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137178.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137178.html</a>

## 【第193回通常国会に提出される改正法案の内容】

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱より抜粋	①育児・介護休業法および雇用保険法の改正により、最長2歳までの育児休業の延長を可能とし、同期間の育児休業給付金の支給も可能とする。(平成29年10月1日施行予定) ②労働保険徴収法の改正により、平成29年度から平成31年度までの雇用保険料率を引き下げる。(平成29年4月1日施行予定) ③職業安定法の改正により、労働関係法令に違反した求人者の求人・求職申込みの不受理等を定める。(公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日施行)
-------------------------	---

## ■厚生労働省 報道発表資料

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000147044.html>